

広島県水道広域連合企業団管理規程第 70 号

広島県水道広域連合企業団職員短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 6 月 22 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団職員短時間勤務会計年度任用職員
の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団職員短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第 11 条 (略) 2 (略) 3 (略) (1) (略) (2) 6 月 1 日に係る期末手当 ア 在職期間が 3 箇月の場合 <u>100 分の 107.5</u> イ 在職期間が 2 箇月 15 日以上 3 箇月未満の場合 <u>100 分の 86</u> ウ 在職期間が 1 箇月 15 日以上 2 箇月 15 日未満の場合 <u>100 分の 64.5</u> エ 在職期間が 1 箇月 15 日未満の場合 <u>100 分の 32.25</u> (3) 12 月 1 日に係る期末手当 ア 在職期間が 6 箇月の場合 <u>100 分の 107.5</u> イ 在職期間が 5 箇月以上 6 箇月未満の場合 <u>100 分の 86</u> ウ 在職期間が 3 箇月以上 5 箇月未満の場合 <u>100 分の 64.5</u> エ 在職期間が 3 箇月未満の場合 <u>100 分の 32.25</u> 4～14 (略)	(期末手当) 第 11 条 (略) 2 (略) 3 (略) (1) (略) (2) 6 月 1 日に係る期末手当 ア 在職期間が 3 箇月の場合 <u>100 分の 105</u> イ 在職期間が 2 箇月 15 日以上 3 箇月未満の場合 <u>100 分の 84</u> ウ 在職期間が 1 箇月 15 日以上 2 箇月 15 日未満の場合 <u>100 分の 63</u> エ 在職期間が 1 箇月 15 日未満の場合 <u>100 分の 31.5</u> (3) 12 月 1 日に係る期末手当 ア 在職期間が 6 箇月の場合 <u>100 分の 105</u> イ 在職期間が 5 箇月以上 6 箇月未満の場合 <u>100 分の 84</u> ウ 在職期間が 3 箇月以上 5 箇月未満の場合 <u>100 分の 63</u> エ 在職期間が 3 箇月未満の場合 <u>100 分の 31.5</u> 4～14 (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。